

令和4年度文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究

(放送番組の脚本・台本のアーカイブ構築に関する調査研究)

仕様書

令和4年3月

文化庁参事官（芸術文化担当）

1. 事業名 令和4年度文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究
(放送番組の脚本・台本のアーカイブ構築に関する調査研究)

2. 事業目的

歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。

3. 事業内容

歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料のうち、テレビ・ラジオ番組の脚本・台本（主に1980年代以前のもの）分野の調査研究を行う。

① 脚本・台本の散逸防止及びデジタル化に関する研究

個人や国内の大学等で所蔵されているテレビ・ラジオ番組の脚本・台本について、保存状態等についての調査等を順次行い、所在情報を把握するとともに、脚本・台本を後世に残していくために必要と考えられる取組について提案し、文化庁との協議の上で実施すること。

② 目録の作成及びデジタル化

- ・①の情報を元に、資料名や作者名、所在、あらすじ等の統一項目を設定して、当該資料に関する情報の整理を行い、国際発信も視野に入れて目録をテキストデータにより作成するとともに、当該資料の長期保存や利活用に向け関係機関等と連絡調整を図り作業を進めること。目録及び資料については脚本データベース（<http://db.nkac.or.jp/>）で公表することも視野に入れて、必要に応じてデジタル化を行うこと。また、デジタル化のために必要な著作権等の権利処理を行うこと。
- ・表紙や前付け、あらすじ、キーワードの追加を行う等、既存の脚本データベースに掲載すること。また、その他、脚本データベース関係での改善点、追加で実施すべき事項等ある場合には、提案し、文化庁との協議の上で実施すること。

③ 所蔵館等との連携体制の構築に向けた調査研究

①の調査を受け、統合検索サイトの構築に向けた脚本に関する所蔵情報の連携等の方策について連絡協議会等を開催し、検討を行うこと。また、放送局との連携連絡会等を立ち上げ、連携方法の検討を行い、新たな協力体制を築くこと。

④ 委員会の開催

- ・①～③の業務を行うに当たって、調査方法等について検討を行い、成果をまとめるため、関係団体や有識者等から構成される委員会を開催すること。
- ・本事業に関するシンポジウムやトークショー等のイベントを開催すること。

⑤ 報告書の作成

調査研究の成果をまとめた報告書を作成すること。

(参考) 過年度報告書

<https://www.nkac.jp/%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%86%85%E5%AE%B9/>

⑥ 過去の調査研究

これまでの調査研究内容については、⑤に記載した過年度報告書を参照すること。

4. 委託契約期間

契約締結日から業務完了日または令和5年3月31日のいずれか早い日まで

5. 応札者に求める要件

(1) 要求要件の概要

- ①本委託事業に係る入札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術提案書審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の「令和4年度文化関係資料のアーカイブ構築に関する調査研究（放送番組の脚本・台本のアーカイブ構築に関する調査研究）に係る総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。（仕様書に示した内容以外の事業成果を高めるための提案がされていけばその内容に応じて加点する。）
- * 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。（分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。（作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。）

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- * 2-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。（類似調査の実績内容により加点する。）

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有して

いれば加点する。

- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- * 3-1-1 過去に類似の調査をした実績があること。（業務従事予定者が過去に行った類似調査の委員会運営等に従事した実績があれば加点する。）

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。（調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。）

4 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第

66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

6. その他

- (1) 提出した報告書または、令和4年度文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究（放送番組の脚本・台本のアーカイブ構築に関する調査研究）について即時説明のできる体制を整えること。
- (2) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切な否かについても、委託費支払いに際して厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提として受託可否を検討すること。
- (3) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令等に基づき、文化庁が行う。
- (4) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定していること。
- (5) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文化庁と適宜協議を行うものである。

7. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の促進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

8. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式6裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。